

精神科訪問看護

重要事項説明書兼契約書

(医療保険)

医療法人 三宅会

グッドライフ訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人 三宅会 グッドライフ訪問看護ステーション
代表者	三宅 潤一
ステーションコード	3461590717
所在地	広島県福山市東町 1 丁目 3-8
連絡先	電話 (084) 983-3338 FAX (084) 944-3697 Email houmonkango@livethegoodlife.jp
サービス提供地域	福山市（事業所よりおよそ 10 km 圏内）

2. 営業時間

平日	休業日
8 : 30 ~ 18 : 00	土曜・日曜・祝祭日・12/31 ~ 1/3

3. グッドライフ訪問看護ステーションの方針

利用者の価値観を尊重し、技術やコミュニケーションによりその人の自立、又その人らしく生きることを支援いたします。良質のケアを効率よく地域の方々に提供し続けます。

4. 訪問看護サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) ターミナルケア
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 精神科の病名を有する方への看護

5. 看護師等の勤務体制

- ・管理者 看護師 1 人（常勤）
- ・看護師等 看護師（管理者と兼務もあり）または准看護師 常勤換算 2.5 人以上
（管理者を含む）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

様

(以下、「利用者」といいます)と医療法人三宅会 グッドライフ訪問看護ステーション(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、医療保険法の趣旨に従って、利用者が居宅において安心して日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し心身の機能維持・回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービス提供に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 年 月 日 から契約終了日までとします。

第3条 (訪問看護計画・変更)

1. 事業者は利用者に関わる居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
3. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い訪問看護計画の変更を行います。
 - ①利用者の心身の状況、その置かれている環境の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - ②利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
4. 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 (訪問看護サービスの内容)

1. 提供するサービス内容
主治医の指示書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

2. 事業者は、職員を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って訪問看護サービスを提供します。
3. 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または医療保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな訪問看護サービスを提供します。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとにサービス内容等を記録簿に記入します。その控えは、利用者の希望があれば閲覧できます。
2. 事業者は、サービス記録簿を作成し、この契約の終了後2年間保管します。

第7条 （担当職員の交替・訪問時間変更）

1. 利用者は、選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当従業者が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当従業者の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、担当職員の交替により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

第8条 （料金）

1. 利用者は、サービスの対価として、単位毎の料金を基に計算された月毎の利用料金を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月上旬に利用者に提示します。
3. 口座振替は、各金融機関により引き落とし日が異なります。
4. 現金払いについては、月末締めのおおむね翌月15日までのお支払いをお願いいたします。

第9条 （サービスの中止）

利用者が事情によりサービス利用を中止するときは、前日までに事業者に連絡をします。急な事情の場合は当日速やかに連絡します。

第10条 （料金の変更）

1. 報酬改定等により利用料金の変更があり、利用者が料金の変更を承諾する場合、提供票等により利用料金の確認をします。利用者が料金の変更を承諾しない場合、利用者はこの契約を解除することができます。

第11条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を

示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合
- ②利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が医療保険の被保険者としての資格を喪失した場合
- ②第2条1項により、契約期間が終了した場合
- ③利用者が第11条1・3項により契約を解除した場合
- ④事業所が第11条2・4項により契約を解除した場合
- ⑤利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院した場合
- ⑥ 利用者が死亡した場合

第12条 （秘密保持）

- 1. 事業者、及び事業者の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を政党的理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、個人情報使用同意書により同意を得ます。

第13条 （賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条 （緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医の医師、または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条 （身分証携行義務）

事業者の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

第16条 （連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

お客様相談窓口	電話番号	(084) 983-3338
担当者	管理者	

事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

公的機関の苦情相談窓口

- ・ 福山市役所保健福祉局 長寿社会応援部介護保険課保険給付担当 ☎ 084-928-1166
- ・ 広島県国民健康保険団体連合会 ☎ 082-554-0783

第18条 （本契約に定めない事項）

1. 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

○提供するサービス内容

主治医の指示書に基づいて「訪問看護計画書」を作成して、説明と了解を得ます。

○利用料

お支払頂く利用料は下記の通りです。

基本料金（※1）		1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費				
週 3 日まで（30 分未満）	4250 円／日	425 円	850 円	1275 円
（30 分以上）	5550 円／日	555 円	1110 円	1665 円
週 4 日以降（30 分未満）	5100 円／日	510 円	1020 円	1530 円
（30 分以上）	6550 円／日	655 円	1310 円	1965 円
（同一建物、同一日に 3 人以上）				
週 3 日まで（30 分未満）	2130 円／日	213 円	426 円	639 円
（30 分以上）	2780 円／日	278 円	556 円	834 円
週 4 日以降（30 分未満）	2550 円／日	255 円	510 円	765 円
（30 分以上）	3280 円／日	328 円	656 円	984 円
訪問看護管理療養費（月の初回）	7670 円／月	767 円	1534 円	2301 円
訪問看護管理療養費 1（2 日目以降）	3000 円／日	300 円	600 円	900 円

加算体制（必要に応じて算定）		1 割	2 割	3 割
長時間精神科訪問看護加算（週 1 回に限り）	5200 円／週	520 円	1040 円	1560 円
夜間・早朝訪問看護加算 （18：00～22：00、6：00～8：00）	2100 円／回	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22：00～6：00）	4200 円／回	420 円	840 円	1260 円
複数名精神科訪問看護加算（1 日 1 回）	4500 円	450 円	900 円	1350 円
（1 日 2 回）	9000 円	900 円	1800 円	2700 円
（1 日 3 回以上）	14500 円	1450 円	2900 円	4350 円
精神科複数回訪問看護加算（2 回）	4500 円／日	450 円	900 円	1350 円
（3 回以上）	8000 円／日	800 円	1600 円	2400 円
精神科緊急訪問看護加算（月 14 日目まで）	2650 円／日	265 円	530 円	795 円
（月 15 日目以降）	2000 円／日	200 円	400 円	600 円
精神科重症患者支援管理連携加算				
精神科在宅患者支援管理料 2 のイ	8400 円／月	840 円	1680 円	2520 円
2 のロ	5800 円／月	580 円	1160 円	1740 円
24 時間対応体制加算	6800 円／月	680 円	1360 円	2040 円
特別管理加算 I	5000 円／月	500 円	1000 円	1500 円
II	2500 円／月	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	8000 円	800 円	1600 円	2400 円

特別管理指導加算	2000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	6000 円	600 円	1200 円	1800 円
看護・介護職員連携強化加算	2500 円／月	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算	3000 円／月	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回に限り）	2000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費	1500 円／月	150 円	300 円	450 円
特別地域訪問看護加算	所定の 50/100			
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
（※2） 2	10000 円	1000 円	2000 円	3000 円

※1) 保健師、助産師、看護師、作業療法士

※2) 1 は在宅または看取り介護加算を算定していない施設、2 は看取り介護加算を算定している施設

○精神科重症患者支援管理連携加算

精神科在宅患者支援管理料 2（主治医が属する保険医療機関が算定）を算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合に加算（イについては週 2 回以上、ロについては月 2 回以上の訪問看護を行っている場合に、月 1 回に限り加算）

精神科在宅患者支援管理料 2：

精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの看護師等と連携し、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合に、初回算定日の属する月を含めて 6 月を限度として、月 1 回に限り算定

（イ） 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合

（ロ） 別に厚生労働大臣が定める患者の場合

○キャンセル料 無料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、また、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。《連絡先 電話：(084) 983-3338》

○交通費

通常の事業実施地域（事業所より約 10km 以内）を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円（片道）を徴収させていただきます。

○死後の処置

死後の処置を行った場合、10000 円を徴収させていただきます。介護保険制度上の料金ではなく、当事業所で独自に設定している料金のため、全額自己負担となります。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名捺印のうえ1通ずつ
保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

署名代行

利用者との関係

住所 _____

氏名 _____

【事業者名】

医療法人 三宅会 グッドライフ訪問看護ステーション

理事長 三宅 晴夫

管理者

【契約書説明者】

グッドライフ訪問看護ステーション

職種・氏名

【事業所名】

広島県福山市東町1丁目3-8

グッドライフ訪問看護ステーション (指定番号 1590543)